

# 令和7年度 兵庫県臨時的任用職員 (兵庫県立神戸高等技術専門学院) 採用選考案内

受付期間	令和6年12月25日(水)～令和7年1月15日(水) [必着]
試験日	令和7年1月下旬(予定) ※別途通知
任用期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
勤務場所	兵庫県立神戸高等技術専門学院(神戸市西区学園東町5-2)

## 1 臨時的任用職員について

臨時的任用職員とは、県立神戸高等技術専門学院で、正規職員の代替として勤務する職員で、正規職員と同様の業務に従事します。

## 2 募集職種、採用予定人員等

職名	採用予定人員	主な職務内容	勤務形態
職業訓練指導員 (印刷系)	1人	・印刷総合技術コースの職業教育訓練 (印刷技術やWeb実習などの授業) の実施 ・学院全体に関わる業務や教務事務 ・その他、所属長が必要と認める事務	週38時間45分 (7時間45分×週5日)

## 3 受験資格

- 令和7年4月1日現在で18歳以上60歳以下の方
- 任用の日に上記勤務場所での勤務可能な方
- 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者(心身耗弱を理由とする者以外)
- Word、Excel、Outlook等のパソコン操作ができる方
- 職務に必要な、次に掲げる能力・知識等を有する方
  - DTPデザイン(Illustrator・Photoshop・InDesign)
  - Web制作(HTML/CSS)
  - オフセット印刷機操作

## 4 選考方法

- 論文試験  
職員として必要な文章表現力や文章構成力等について考查します(出題数1題、60分)。
- 口述試験  
個別面接を行い、責任感、コミュニケーション力、協調性、理解力・知識・技能等について考查します(1人20分程度)。

(3) 日 時  
別途ご連絡します。

(4) 場 所  
兵庫県立神戸高等技術専門学院  
〒651-2102 神戸市西区学園東町5丁目2番 TEL:078-794-6630

## 5 応募書類

- (1) 兵庫県臨時的任用職員（県立神戸高等技術専門学院）採用選考申込書（所定様式）  
※写真貼付のうえ、A4縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどをせずに提出
- (2) 職務経歴書（任意様式）
- (3) 自己PRカード（所定様式）

## 6 申込先及び申込方法

下記まで持参又は郵送で応募書類を提出してください。

兵庫県立神戸高等技術専門学院 総務課  
[TEL:078-794-6630]

※郵送の場合の送付先住所・・・〒651-2102 神戸市西区学園東町5丁目2番  
※郵送の場合は、封筒表面に「臨時的任用職員採用選考書類在中」と朱書きしてください。

## 7 選考結果

2月上旬頃に文書により通知します。

## 8 採用予定時期

- (1) 採用は原則として令和7年4月1日です。
- (2) 辞退、欠員等が生じた場合には、補欠合格者の成績上位者から採用します。

## 9 任用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

## 10 勤務条件等

- (1) 月額給与（給料＋地域手当）  
給料は、行政職1級の給料表が適用されます。

区分	月額
高校卒	212,965 円（給料月額 194,500 円、地域手当 18,283 円）
大学卒	246,806 円（給料月額 225,600 円、地域手当 21,206 円）
上 限	282,361 円（給料月額 258,100 円、地域手当 24,261 円）

- ※1 行政機関、民間企業等での経歴に応じて加算される場合があるほか、給与改定によって給料月額が変わることがあります。
- ※2 給料額の算定は、採用手続き時に職歴の期間等の証明書類により個別決定します。また、給料額の個別照会には応じられませんのでご注意ください。

(2) 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当（職業訓練指導員手当）、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの規定によって支給されます。

(3) 勤務時間

週38時間45分（7時間45分×週5日）

(4) 休暇

年次有給休暇は任期に応じて年間最大20日間となります。（引き続き更新された場合、繰り越されます。）その他、夏季休暇等任用条件に応じた各種休暇・休業制度（有給・無給）の適用があります。

(5) 条件付採用

改正地方公務員法（令和2年4月1日施行）第22条第1項及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後1月間を良好な成績で勤務したときに臨時的任用職員として正式採用となります。

## 11 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員としてサービスの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (3) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。
- (4) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。